

有害物質，生活環境項目，指定物質 一覧

通称名を記載しています。化合物の正式名称は、「水質汚濁防止法施行令」をご覧ください。

1 有害物質（水質汚濁防止法第2条第2項第1号）

カドミウム及びその化合物	1, 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
有機燐化合物（パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1, 1, 2-トリクロロエタン
	1, 3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
アルキル水銀化合物	セレン及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル	ほう素及びその化合物
トリクロロエチレン	ふつ素及びその化合物
テトラクロロエチレン	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1, 1-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン

2 生活環境項目（水質汚濁防止法第2条第2項第2号）

水素イオン濃度	亜鉛含有量
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	溶解性鉄含有量
	溶解性マンガン含有量
浮遊物質	クロム含有量
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量・動植物油脂類含有量）	大腸菌群数
	窒素又りんの含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。）
フェノール類含有量	
銅含有量	

3 指定物質（水質汚濁防止法第2条第4項）

ホルムアルデヒド	クロルホルム	クロルピリホス
ヒドラジン	硫酸ジメチル	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
ヒドロキシルアミン	クロルピクリン	アラニカルブ
過酸化水素	ジクロロボス (DDVP)	クロルデン
塩化水素	オキシデプロホス (ESP)	臭素
水酸化ナトリウム	トルエン	アルミニウム及びその化合物
アクリロニトリル	エピクロロヒドリン	ニッケル及びその化合物
水酸化カリウム	スチレン	モリブデン及びその化合物
アクリルアミド	キシレン	アンチモン及びその化合物
アクリル酸	p-ジクロロベンゼン	塩素酸及びその塩
次亜塩素酸ナトリウム	フェノブカルブ (BPMC)	臭素酸及びその塩
二硫化炭素	プロピザミド	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く）
酢酸エチル	クロロタロニル (TPN)	
メルト-7-ブチルエーテル (MTBE)	フェニトロチオン (MEP)	マンガン及びその化合物
硫酸	イプロベンホス (IBP)	鉄及びその化合物
ホスゲン	イソプロチオラン	銅及びその化合物
1,2-ジクロロプロパン	ダイアジノン	亜鉛及びその化合物
クロルスルホン酸	イソキサチオン	フェノール類及びその塩類
塩化チオニル	クロルニトロフェン (CNP)	ヘキサメチレンテトラミン

4 油（水質汚濁防止法第2条第5項）原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油